

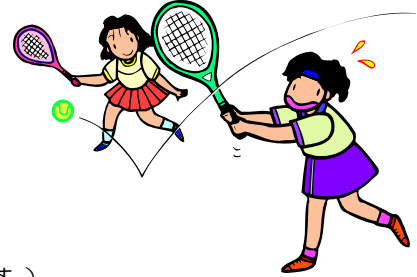


# 小学生テニス教室

**テニスを楽しみながら、たくさんの友達作りとたくましい体作りにチャレンジしよう!!**

本教室は、テニスの競技力向上を主眼とせず、体験・普及を図ることを目的としています。

- 主催： 益田運動公園
- 日程： 10月15日からの土曜日・全10回
- 時間： 10:30～12:00
- 場所： 益田運動公園内庭球場（6番コート）・市民体育館
- 対象： 小学校3年生～6年生（20名程度）
- 参加料： 1,650円（お試し期間として2回まで無料で参加できます。）
- 保険料： 800円 ※前期市民スポーツ教室で加入されている場合は不要です。



☆教室活動中や、自宅から運動公園までの往復途中の事故等が対象となります。（裏面参照）

- 携行品： 運動のできる服装（ジーパン不可）・タオル・水筒・帽子  
テニスシューズ（靴底が平らなスニーカー系のシューズでもOKです。）・上履き（体育館の場合）  
※貸出用ラケットを用意していますが、持っている方は持参して下さい。

- その他： ① 活動に関しては3密回避や咳エチケット等の感染防止対策をお願いします。（裏面参照）
- ② 庭球場での開催で、雨天の場合は中止とします。（日程は順次繰り延べます。）
- ③ 天候がはっきりしない場合は、教室開始時間の1時間前（9時30分）に最終決定を行いますので市民体育館（Tel 23-6283）まで問合せ下さい。
- ④ 活動中の画像等を当該事業の報告書・広報等に使用させていただく場合がありますのでご了承下さい。又、個人情報につきましては当教室においてのみ使用させていただきます。
- ⑤ 開設後、諸事情により参加の継続が難しくなった場合は、開催回数に応じて参加料を返金いたしますので、体育館事務室まで申し出て下さい。

## 《日 程》

回数	月	日	時間	会場
1		15	10:30～ 12:00	市民体育館
2	10	22	//	テニスコート
3		29	//	
4		5	//	市民体育館
5	11	19	//	
6		26	//	
7	12	3	//	テニスコート

回数	月	日	時間	会場
8		10	10:30～ 12:00	テニスコート
9	12	17	//	
10		24	//	
予備日	1	7	//	テニスコート
		14	//	
		21	//	
		28	//	

☆雨天順延により1/28以降になった場合は、後日予備日の日程を連絡いたします。

## コロナウイルス感染予防について

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる事  
体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）  
同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 不織布マスクを持参すること  
※スポーツ活動中は状況に応じて着脱し、着替えや会話をする際にはマスクを着用すること
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の参加者、スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること  
※障がい者の誘導や解除を行う場合を除く
- 教室中は大きな声で会話、応援等をしないこと
- 教室参加後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、市民体育館に報告すること

## スポーツ安全保険について

一般の方は任意加入といたします。加入されない方は、各自の保険等で対応して頂く様お願い致します。

### 1. 対象となる事故の範囲

- ①活動中 被保険者の所属する団体の管理下における活動中の事故。（但し、学校管理下の事故は除く）  
体育館の物品破損の場合、その内容により割合で支払金額が決まります。
- ②往復中 所属する団体が指定する場所や解散場所と被保険者の住所との通常の経路往復中の事故。  
（但し、自身で自動車保険に加入されていても、けがをされた場合は対象となりますが、倍賞責任を負った場合は対象になりません。）

### 2. 掛 金

・小中学生：800円 ・高校、一般（64歳以下）：1,850円 ・一般（65歳以上）：1,200円

### 3. 支払われる保険金

#### ①掛金が 800円、1,850円の場合

- ・死 亡 （事故の日からその日を含めて180日以内） 2,000万円
- ・後遺障害（事故の日からその日を含めて180日以内） 最高3,000万円
- ・入 院（事故の日から180日限度） 1日につき 4,000円
- ・通 院（事故の日から180日以内で90日限度） 1日につき 1,500円
- ・身体・財物賠償合算 1事故 5億円（ただし、身体賠償は1人1億円）
- ・共済見舞金 突然死等の死亡 180万円（中学生以下の場合のみ）、葬祭費用

#### ②掛金が 1,200円の場合（65歳以上）

- ・死 亡 （事故の日からその日を含めて180日以内） 600万円
- ・後遺障害（事故の日からその日を含めて180日以内） 最高900万円
- ・入 院（事故の日から180日限度） 1日につき 1,800円
- ・通 院（事故の日から180日以内で90日限度） 1日につき 1,000円
- ・身体・財物賠償合算 1事故 5億円（ただし、身体賠償は1人1億円）
- ・共済見舞金 葬祭費用

\*入院・通院について、治療日数(入院日数及び実通院日数)は1日目から補償されます。

### 4. 事故が発生した場合

#### ①けがをした時は

事故が発生した日から30日以内に、担当の講師か益田市民体育館事務室に連絡をして下さい。

- ②賠償責任を負うおそれのある事故及び突然死・日射病・熱射病等はただちに市民体育館事務室に連絡をして下さい。 ※その他の内容につきましては益田市民体育館にお問い合わせ下さい。